

平成 31 年度事業計画書

東京都文京区後楽 1 丁目 4 番 25 号
公益財団法人 労災保険情報センター

平成 31 年度事業計画書

公益財団法人労災保険情報センター（以下「当財団」という。）は、労働災害に係る補償制度及び療養補償として行われる医療の適正な実施及び充実に資するため、労働者、事業主及び労災指定医療機関等その他の関係者に対する協力援助並びに情報提供を行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

この目的を実現するため、平成 31 年度は、労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）、労災診療補償保険事業（以下「補償保険事業」という。）、情報普及事業、労災保険制度支援等推進事業（以下「支援等推進事業」という。）及び労災診療互助事業（以下「互助事業」という。）を実施する。

これらの事業の実施にあたっては、公益財団法人としての責務と役割を十分踏まえ、コンプライアンスの徹底等を図りつつ、効果的、効率的な事業運営を図る。

1 公益目的事業

(1) 援護事業

当財団と援護事業に係る貸付契約を締結した労災指定医療機関等（以下、労災指定医療機関等を「指定医」という。）が国に請求した労災診療費の相当額に係る立替払を、引き続き円滑かつ着実に実施する。

また、国及び医師会等関係機関と緊密に連携し、援護事業の一層の周知を図る。

なお、援護事業立替払の利用促進を図るため、労災受診者が比較的多く見込まれる大規模及び整形外科等の指定医に対する契約勧奨等を引き続き実施する。

(2) 補償保険事業

当財団と労災診療補償保険支援に係る契約（以下「補償保険支援契約」という。）を締結した指定医（以下「補償保険支援契約医」という。）が国に請求して不支給となった労災診療費と健保等他の保険等との差額を補償する補償保険金の支払を、引き続き迅速かつ適正に実施する。

また、平成 30 年度に設けた保険契約者専用ダイヤルの周知を引き続き図るとともに、補償保険金請求についての問い合わせに対しては、懇切丁寧な対応に努め、適確な保険金の支払に資する。

なお、補償保険事業の利用促進を図るため、労災受診者が比較的多く見込まれる大規模及び整形外科等の指定医に対する契約勧奨等を引き続き実施する。

さらに、特定保険業としての財務の健全性の維持に努めるとともに、同業務に携わる職員等に対する保険業法等関係法令の順守を図るための研修を行う。

(3) 情報普及事業

ア 情報提供事業

医療機関を対象に、そのニーズを踏まえたテーマにより「医療機関のためのセミナー」を開催する。また、昨今の社会情勢から、過労死・過労自殺等のテーマを主とした「RIC インフォメーションセミナー」を開催する。

イ 労災診療費算定実務研修会（以下「実務研修会」という。）事業

労災診療費算定基準の正しい理解と労災診療費の適正な請求を実現するため、指定医の医療事務担当者等を対象とする実務研修会については、国、医師会等関係機関と調整の上、効率的な開催に努める。

ウ 広報事業

労災保険制度全般に関する情報等を広く普及させるため、当財団ホームページを活用し、各種情報等を提供するとともに、労災保険制度等に関してホームページを経由して送付された電子メールによる相談・質問について、引き続き適確に回答する。

2 収益事業等

(1) 支援等推進事業

ア 図書の出版販売の事業

労災保険制度及び労災医療等に関する書籍及び労災保険制度を中心とした各種情報を提供する情報誌「季刊ろうさい」を発行する。

また、発行書籍等の内容に沿った広報に努め、営業活動等を行うことによって、売り上げの増加を図る。

イ 国、医師会、医療機関及び事業主等からの受託等の事業

国、医師会、医療機関及び事業主等（以下「依頼主」という。）からの受託等については、当財団が受託可能な調達案件に係る情報収集、入札参加の検討及び応札を行うなどにより受託の増加を図る。

なお、依頼主からの受託等のうち、講演及び研修については、講師及び講演内容を紹介するためのパンフレットの作成、都道府県医師会等関係団体への配付並びにホームページへの掲載及び電子メールでの申込受付を行うほか、医療機関を対象とした新たなニーズの把握（後述）に基づいた事業展開を図ることなどにより実施回数の増加を図る。

また、都道府県医師会などと連携し、医療機関における個別労務相談を試行的に実施する。

(2) 互助事業

補償保険支援契約医の相互扶助等を図るため、引き続き安定的かつ継続的に以下の事業を行う。

ア 長期運転資金貸付金貸付事業

補償保険支援契約医の経営改善に資するため、本事業の周知による活

用促進に努めるとともに、適正かつ円滑な運用を図る。

イ 振興助成事業

労災医療に関する知識の付与と資質の向上を図るため、都道府県医師会が指定医を対象に実施する研修に助成する。

ウ 事業運営費補助事業

補償保険支援契約の促進等を図るため、都道府県医師会に対し、事業運営費を補助する。

エ 普及等促進事業

補償保険支援契約医に対し、労災診療費等に関する情報等の周知等を図るため、参考図書を配付するとともに、実務研修会への助成のほか「医療機関のためのセミナー」の開催運営費を補助する。

3 その他

(1) 職員研修の実施

研修計画に基づき、職員の知識の習得のための研修のほか、コンプライアンス、個人情報保護及び情報セキュリティ対策等に関する研修を実施する。

(2) システムの円滑な運用等

RIC システム及び管理系システムについては、引き続き安定かつ円滑な運用に努めるとともに、平成 32 年度に実施予定の次期機器等の全面更改に向けた作業の円滑な推進に努める。

(3) 事業運営に係る具体的方策

平成 30 年度に実施した外部機関を交えた事業運営に係る検証結果に基づき、中期的な観点から、賛助会員の拡大など、既存事業の強化等を図るための具体的方策について段階的に実施する。

また、当財団へのニーズの把握を目的として、医療機関を対象としたアンケートを実施し、当財団の中期的な事業運営に資する。